

諮問日：平成30年11月14日（平成30年度（最情）諮問第58号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第7号）

件名：文書管理に関する監査の手引の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「文書管理に関する監査の手引（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成30年7月付け最高裁判所事務総局秘書課作成「司法行政文書管理状況の監査の手引」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年9月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、監査の手法、監査のスケジュール、重点監査項目、監査の対象等に関する事項が具体的かつ詳細に記載されており、公にすれば、管理の実情を正確に把握することが困難になる等して、把握した実情を踏まえて必要な指導を行うこと等により司法行政文書の適正な管理に資することを目的とする監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に

規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月22日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年3月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書が監査事務に携わる職員のための手引として作成されたものであることは、原判断において開示された部分から明らかであるところ、見分の結果によれば、本件不開示部分には、監査の手法、監査のスケジュール、重点監査項目、監査の対象等に関する事項が記載されていることが認められる。このような記載内容を踏まえれば、本件不開示部分が公になると、管理の実情を正確に把握することが困難になること等から、把握した実情を踏まえて必要な指導を行うことにより司法行政文書の適正な管理に資することを目的とする監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人